

社会福祉法人 いわせ長寿会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人いわせ長寿会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」とする）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等報酬）

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とし、概ね週4日以上且つ32時間以上勤務する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（報酬等の支給）

第3条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬のほか、通勤手当及び退職慰労金を支給する。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬は支給しないものとする。
- 4 非常勤役員等については、その地位にあることによる報酬の支給は行わず、退職慰労金を支給する。

（報酬等の額の決定）

第4条 常勤役員の報酬月額、（別表第1）のとおりとする。

- 2 通勤手当は、社会福祉法人いわせ長寿会給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に準じて支給する。
- 3 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。
- 4 退職慰労金は、円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、別表第2に定める。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員の報酬等の支給方法については、給与規程の例による。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、常勤役員及び施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 5,000 円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償 5,000 円

(3) 役員等が評議員選任・解任委員会へ出席した場合の費用弁償 5,000 円

2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

3 前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

4 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から一部改定施行する。

別表第1(第4条関係)

役職	役員報酬の額
常務理事	年額 3,360,000 円(月額 280,000 円)

別表第2(第4条関係) 退職慰労金

常勤役員

上限額算定式
役員報酬月額(退任時年俸額の12分の1相当額)×在任年数(※)

※但し、1年に満たない場合は切り上げる。

非常勤役員等

役職	任 期	退職慰労金の額
評議員	1 年毎(1 年未満切上)	5,000円(但し上限を 10 万円とする)
理事		10,000円(但し上限を 20 万円とする)
監事		10,000円(但し上限を 20 万円とする)